

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(財務諸表等の作成)</p> <p>第54条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行った後、次の各号に掲げる書類を作成するものとする。</p> <p>(1) 貸借対照表</p> <p>(2) 損益計算書</p> <p><u>(3) 純資産変動計算書</u></p> <p><u>(4) キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p><u>(5) 利益の処分又は損失の処理に関する書類</u> (削除)</p> <p><u>(6) 行政コスト計算書</u></p> <p><u>(7) 附属明細書</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第54条第1項の規定は、令和4年4月1日に始まる事業年度から適用する。</u></p>	<p>(財務諸表等の作成)</p> <p>第54条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行った後、次の各号に掲げる書類を作成するものとする。</p> <p>(1) 貸借対照表</p> <p>(2) 損益計算書 (新規)</p> <p><u>(3) キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p><u>(4) 利益の処分又は損失の処理に関する書類</u></p> <p><u>(5) 行政サービス実施コスト計算書</u> (新規)</p> <p><u>(6) 附属明細書</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>・地方独立行政法人法施行細則の改正に伴い、財務諸表の書類について、「純資産変動計算書」及び「行政コスト計算書」を創設し、「行政サービス実施コスト計算書」を廃止する。</p>

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程等の一部改正について

### 1 改正対象規程

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程
- (3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構たな卸資産等管理規程

### 2 改正の趣旨

#### (1) 会計規程

地方独立行政法人法施行細則の改正に伴い、財務諸表の書類について、「行政コスト計算書」及び「純資産変動計算書」を創設し、「行政サービス実施コスト計算書」を廃止する。(第54条第1項)

#### (2) 契約事務取扱規程

- ・ 比較見積が省略できる契約のうち、取引価格が5万円以下の物件の購入について、見積合せ等に係る事務負担の軽減を図るため、神奈川県の実況等を踏まえ、30万円以下に金額を見直すとともに、物件の借入れを追加する。(第21条第2項)
- ・ 検査について、事務負担の軽減を図るため、神奈川県の実況等を踏まえ、所要の改正を行う。(第29条第1項)

#### (3) たな卸資産等管理規程

購入に係る物品(印紙類を除く。)の出納の通知について、事務負担の軽減を図るため、神奈川県の実況を踏まえ、口頭で行うこととするよう所要の改正を行う。(第10条第1項)

### 3 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

### 4 施行日

令和5年4月1日

ただし、会計規程第54条第1項の規定は、令和4年4月1日に始まる事業年度から適用する。

## 地方独立行政法人会計基準の改訂について

### 1 会計基準改訂の経緯等

「独立行政法人会計基準」の改訂（令和 3 年 9 月）等を受け、地方独立行政法人の特性も踏まえて地方独立行政法人会計基準等研究会で検討を行い、令和 4 年 8 月に「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂が行われた。

上記を受け、「地方独立行政法人法施行細則」（神奈川県規則平成22年第20号）が改正されるため、これに伴い当機構の会計規程についても所要の改正を行う。

#### 【当機構の会計規程への影響】

財務諸表の書類について、創設及び廃止を行う。（会計規程第54条第1項）

- (1) 「行政コスト計算書」の創設、「行政サービス実施コスト計算書」の廃止
- (2) 「純資産変動計算書」の創設

### 2 改訂内容

#### (1) 「行政コスト計算書」の創設

- 公立大学法人以外の地方独立行政法人において、「行政コスト計算書」を創設するとともに、「行政サービス実施コスト計算書」を廃止。
- 一会計期間に属する全ての費用とその他行政コスト（法人の会計上の財産的基礎が減少する取引）を表示する書類。
- 独立採算原則に基づいて経営される公営企業型地方独立行政法人においては、補足的な財務諸表としての位置付け。
- 行政サービス実施コストに相当する、法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストについては、財務諸表の注記として取り扱う。

#### (2) 「純資産変動計算書」の創設

- 地方独立行政法人の財政状態と経営成績との関係を表すため、一会計期間に属する全ての純資産の変動を記載する書類。
- 当書類の新設に伴い、附属明細書の「資本金の明細」及び「積立金等の明細」は廃止。

## ＜参考＞

## 2 (1) 「行政コスト計算書」の創設

## 【改正前：行政サービス実施コスト計算書】

行政サービス実施コスト計算書 (令和×年×月×日～令和×年×月×日)			
(単位：円)			
科 目	金 額		
<b>I 業務費用</b>			
(1) 損益計算書上の費用			
医業費用	×××		
一般管理費	×××		
控除対象外消費税等	×××		
資産に係る控除対象外消費税等償却	×××		
その他営業費用	×××		
営業外費用	×××		
臨時損失	×××	×××	
(2) (控除) 自己収入等			
医業収益	△×××		
寄附金収益	△×××		
資産見返寄附金戻入	△×××		
その他営業外収益	△×××	△×××	
業務費用合計			×××
(うち 減価償却充当補助金相当額)			(×××)
<b>II 機会費用</b>			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××		
地方公共団体出資等の機会費用	×××		×××
<b>III 行政サービス実施コスト</b>			×××

## 【改正後：行政コスト計算書】

行政コスト計算書 (令和×年×月×日～令和×年×月×日)			
(単位：円)			
科 目	金 額		
<b>I 損益計算書上の費用</b>			
医業費用	×××		
一般管理費	×××		
財務費用	×××		
雑支出	×××		
臨時損失	×××		
損益計算書上の費用合計		×××	
<b>II その他行政コスト</b>			
減価償却相当額	×××		
減損損失相当額	×××		
利息費用相当額	×××		
承継資産に係る費用相当額	×××		
除売却差額相当額	×××		
その他行政コスト合計		×××	
<b>III 行政コスト</b>		×××	

